

各位

小野薬品健康保険組合

マイナ保険証の利用登録とご使用について（お願い）

保険証（カード）の失効まであと6ヶ月（2025年12月1日失効）です。

- ・マイナンバーカードの利用登録がお済の方は、マイナ保険証で受診ください。
- ・マイナ保険証を保有していない方は、下記の利用登録方法を参考に速やかに手続きをお願いします。

【参照】 [マイナンバーカードの健康保険証利用登録の方法はこちら（厚生労働省）](#)

マイナンバーカードを保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーに
マイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



<よくあるご質問>を次項に掲載しましたのでご参照ください。

<よくあるご質問>

【健康保険証・マイナ保険証について】

Q. 発行済みの保険証（カード）は健保組合に返納してもいいですか？

A. 2025年12月1日までは各自で保管ください。それ以降は使用できませんので適切に廃棄してください。なお、2025年12月1日までに資格喪失した場合は返納してください。

Q. 保険証（カード）を紛失した場合は再発行されますか？

A. 保険証（カード）は再発行しません。マイナ保険証をご利用ください。また紛失したときは「[被保険者証 滅失届](#)」を提出してください。

Q. 健康保険の加入に関する書類提出後、すぐにマイナ保険証を使用できますか？

A. 健保組合にて書類受付後5日程度でデータ登録が完了し、マイナ保険証が使用できるようになります。また、5～7日程度で「被扶養者（異動）決定通知」や「資格情報のお知らせ」がお手元に届きます。ただし、データ登録の際、万が一エラーが発生した場合は別途ご連絡いたします。

【資格確認書について】

Q. マイナ保険証を保有している、あるいは発行済みの保険証（カード）を保有している場合、資格確認書は発行されませんか？

A. 原則発行しません。

Q. 資格確認書を発行後、マイナンバーカードの保険証利用の登録をしました。資格確認書は返納しますか？

A. 健保組合では回収しませんので、適切に廃棄してください。なお、資格喪失した場合、有効期限内の資格確認書は返納してください。

Q. 資格確認書を紛失しました。再発行はできますか？

A. 再発行できます。「[資格確認書の交付・再交付を申請するとき](#)」を参照ください。

Q. 有効期限が切れた資格確認書は回収しますか？

A. 回収しません。各自で適切に廃棄してください。

【資格情報のお知らせについて】

Q. 資格情報のお知らせで医療機関を受診できますか？

A. 資格情報のお知らせのみでは受診できません。

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診できます。または、スマートフォンの資格情報画面をマイナ

保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診できます。